

大情審答申第 338 号
平成 25 年 6 月 5 日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 西澤 良記 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 5 月 23 日付け大市大研究第 63 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

公立大学法人大阪市立大学（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 2 月 9 日付け大市大研究第 260 号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求等

異議申立人は、平成 22 年 8 月 30 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 の（あ）欄に記載の旨の公開請求を行い、実施機関は別表 1 の（あ）欄に記載の旨の公開請求のうち、第 2 から第 4 の部分（以下「当初請求」という。）に係る公文書を保有していない理由を別表 1 の（い）欄のとおり付して、平成 22 年 9 月 13 日付け大市大研究第 127 号により不存による非公開決定（以下「当初決定」という。）を行った。

なお、実施機関は、別表 1 の（あ）欄に記載の旨の公開請求のうち、第 1 の部分について、平成 22 年 9 月 13 日付け大市大研究第 126 号により非公開決定を行っている。

2 当初決定に係る異議申立て及び諮問

異議申立人は、平成 22 年 11 月 15 日、当初決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「当初異議申立て」という。）を行い、実施機関は、当初異議申立てについて、平成 22 年 12 月 7 日付け大市大研究第 192 号により当審査会へ諮問（以下「当初諮問」という。）を行った。

3 当審査会から実施機関への通知

当審査会は、平成 23 年 8 月 26 日付け大情審第 18 号により、実施機関に対し、改め

て実施機関と異議申立人との間で所要の調整を行い、実施機関は、異議申立人に対し補正の参考となる情報を提供するとともに、どのような公文書を請求する趣旨であったかの確認を行い、明確に対象となるべき公文書の特定を行った上で、必要に応じ改めて公開決定等を行うよう求めた。

4 本件決定

実施機関は、上記3に記載の当審査会の求めを受け、当初請求の内容を別表2の(あ)欄に記載のとおりとする旨、異議申立人の合意を得た上で、別表2の(あ)欄の記載に係る公文書(以下「本件各文書」といい、項番1から13に係る公文書をそれぞれ「本件文書1」から「本件文書13」という。)を保有していない理由を別表2の(い)欄のとおり付して、本件決定を行った。

5 本件決定に係る異議申立て

異議申立人は、平成24年3月23日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法第6条第1号に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行い、平成24年4月11日、当初異議申立てを取り下げ、実施機関は、平成24年4月24日付け大市大研究第27号により、当初諮問を取り下げた。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書1から本件文書11について

(1) 告発に係る予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)が調査を行うことになった経緯を踏まえると、予備調査委員会が調査をしていないとは考えられない。

また、関係者の事情聴取は、もっとも直接的かつ効果的な調査方法であるにもかかわらず、これを行っていないというのは、不自然かつ不合理な回答である。真実は、関係者からの事情聴取を行ったと考えるのが相当であり、事情聴取を行った以上は、その聴取記録を作成していると考えるのが相当である。

(2) また、このように事情聴取を行えば、事情聴取に基づき Lancet 論文に係る病院患者データ、JAMA 論文に係る病院患者データに容易にたどり着くことが可能である。

そして、実施機関における患者の入院カルテ及び附属書類等、外来カルテの保存期間からも、上記の患者データは廃棄されておらず、関係者の事情聴取に基づき調査を行ったことにより、予備調査委員会も入手することができており、真実存在している。

(3) ethics committee に関する調査は、実施機関に設置されていた機関に関する調査であり、その調査は極めて容易なものである。

しかも、ethics committee は、Lancet 論文に記載されていたものではあるが、この調査は、結局のところ、実施機関に、かかる機関が当時存在していたか否かを調査するものに過ぎない。

したがって、この点について、調査を回避することは許されないのであり、真実調査を行い、その調査記録が作成されているはずである。

2 本件文書 12 及び本件文書 13 について

本件文書 12 及び本件文書 13 は、いずれも研究費の申請に関する規定の公開を求めたものであるが、研究や研究費の適正を実現する（不正を防ぐ）ためには、その存在が前提であり、実施機関においてこれらの規定が存在しないこと自体、不自然不合理である。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 Lancet 論文に報告された研究成果のねつ造が行われているとの告発文書が文部科学省に送付され、その資金が厚生科学研究費補助金（当時）であったことから、文部科学省から厚生労働省に転送され、別途、告発者（当該告発者は、異議申立人と同一人物である。）から厚生労働省に研究者間の科学研究費の申請書の名義貸しに関する告発文書が送付された。その後、告発者の依頼を受けて、厚生労働省から当該論文が作成された当時の所属機関である実施機関に、これら告発文書が転送されてきた。また、告発者から、別途、本学に前述の告発とは異なる JAMA 論文への疑義に係る調査依頼が送付されてきた。

実施機関では、学内者を前提とした研究成果のねつ造や改ざん等といった不正行為について、調査の実施や必要な措置等を講じるため、「公立大学法人大阪市立大学研究行動基準委員会」（以下「研究行動基準委員会」という。）を設置している。しかし、当該告発内容については、専門的な内容であり告発内容が難解であること、告発論文が外部機関の発行する論文に投稿されたものであること、告発者本人が共著者である論文が含まれていること、研究実施当時、在籍していた告発対象者のほとんどが、実施機関に在籍していないこと等から、当該告発について研究行動基準委員会を開催するか否かを慎重に判断する必要性があった。

このことから、厚生労働省の「研究活動の不正行為への対応に関する指針」を参考に、外部有識者等の協力を得て、予備調査委員会を設置することとした。

告発者に内容の確認を行ったうえで、第一回予備調査委員会において審議し、予備調査委員会として本学の可能な範囲内で調査することが確認され、関連他機関等への協力依頼や当該研究に関する資料やデータが現存するかどうか等の調査を行った。その後、告発者に予備調査委員会の意見を集約した「告発に係る予備調査委員会意見」を提出して、予備調査委員会の担当者である当時の研究支援課長より告発者へ説明を行い、告発者から予備調査委員会に対して再調査等を求める文書が送付されてきた。

告発者からの文書を受けて、第二回予備調査委員会を開催し、これまでの予備調査委員会としての調査結果を精査して、告発者に対し、告発対象となる3つの案件については、

- (1) 2つの論文ねつ造告発に関しては、告発者が提出した資料では明確にすることができなかったこと、また、当該研究に関する資料やデータが存在せず、予備調査委員会として本学の権限が及ぶ範囲内で調査した結果、その証拠を見出すことができなかったこと。

(2) 名義貸しについては、2名の被告発者が当該研究において研究代表者と研究分担者の関係であることにより、名義貸しに該当しないこと。

を「告発等に係る予備調査委員会の審議及び調査結果について(通知)」にて通知した。

上記のとおり、予備調査委員会は、当該告発について、実施機関として正式に研究行動基準委員会を開催するか否かを検討した結果、研究行動基準委員会を開催する必要が無いと判断した。また、予備調査委員会として審議する過程において調査した結果、当該研究に関する資料やデータが存在しないことを確認しており、取得していない。

このことから、研究行動基準委員会は開催されておらず、また関係者への事情聴取といった調査も行っていない。

よって、本件文書1から本件文書11についてはそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため、本件決定を行った。

2 本件文書12については、研究代表者、研究分担者の設定に関しては、各研究費の公募要領に基づき研究者が決めるものであって、実施機関が規程等により制限すべきものではないことから、学内規則・内規等は存在しない。また、本件文書13については、研究費の交付を受けた研究成果に係る論文をまとめる場合、申請段階では誰が「第一執筆者」もしくは「論文責任者」になるかなどは確定できないため、不確定要素を捉えて申請を制限することはできないため、申請に係る研究代表者の選定を制限する学内規則・内規等は存在しない。

以上のことから、本件文書12及び本件文書13については、学内規則・内規等がそもそも存在しないため、本件決定を行った。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件各文書の存否である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件文書1から本件文書11の存否について

異議申立人は、第3の1に記載のとおり、予備調査委員会が調査を行っているのであれば、本件文書1から本件文書11が存在しているはずであると主張しているの

に対し、実施機関は、第4の1に記載のとおり、予備調査委員会として審議する過程において調査した結果、当該研究に関する資料やデータが存在していないことを確認しており、取得していないと主張している。

当審査会において、異議申立人からの論文ねつ造に係る告発等に関して、実施機関と異議申立人の間で交わされた文書や、予備調査委員会に係る資料を見分したところ、異議申立人が主張するような予備調査委員会の調査が行われたことを窺わせる特段の記載が見当たらなかったことを踏まえると、本件文書1から本件文書11が存在しないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

(2) 本件文書12及び本件文書13の存否について

第4の2に記載の実施機関の主張を踏まえると、請求者が求める研究費申請時の研究代表者設定や、第一執筆者あるいは論文責任者として執筆しない者が研究代表者となり、研究費を申請することに係るものとして特段の学内規則・内規等が存在しないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

なお、本件文書12及び本件文書13について、学内規則・内規に限定せず、広く請求の趣旨に合致する文書が存在しないか、実施機関に改めて探索させたものの、存在しないとのことであつたが、実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も他に認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子、委員 赤津加奈美、
委員 須藤陽子

別表1

<p>(あ)</p>	<p>公開請求書に記載された公文書の件名又は内容</p>	<p>平成22年3月31日付「告発等に係る予備調査委員会の審議及び調査結果について（通知）」に関し、下記事項について照会します。ご回答下さるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 告発に係る予備調査委員会（以下「委員会」という。）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員会を組織した日付を回答して下さい。 2 委員会の構成員（調査委員）の人数を回答して下さい。 3 調査委員の氏名を回答して下さい。 4 調査委員の肩書き（役職、職業等）を回答して下さい。 5 委員会による調査期間を回答して下さい。 6 議事録（又は調査記録）があるかどうかを回答して下さい。 7 議事録（又は調査記録）がある場合には、それに記載されている内容を回答して下さい。なお、ご回答に代えて、写しを送付していただければ幸いです。 <p>第2 The Lancetに報告された論文の調査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当した調査委員の氏名を回答して下さい。 2 複数の調査委員が担当した場合には、主任調査委員の氏名を回答して下さい。 3 調査期間を回答して下さい。 4 調査方法について (中略) 5 倫理審査委員会の承認について (中略) 6 「ethics committee」について (中略) <p>第3 2004年にJAMAに報告された論文の調査について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当した調査委員の氏名を回答して下さい。 2 複数の調査委員が担当した場合には、主任調査委員の氏名を回答して下さい。 3 調査期間を回答して下さい。 4 調査方法について (中略) 5 倫理審査委員会の承認について (中略)
------------	------------------------------	--

		<p>6 患者のインフォームド・コンセントの書面について (中略)</p> <p>7 JAMA論文の性質について (中略)</p> <p>第4 名義貸しに関する調査について</p> <p>1 担当した調査委員の氏名を回答して下さい。</p> <p>2 複数の調査委員が担当した場合には、主任調査委員の氏名を回答して下さい。</p> <p>3 調査期間を回答して下さい。</p> <p>4 調査方法について (中略)</p> <p>5 貴大学において、研究代表者と研究分担者がいる場合には、誰の名義で研究費の申請をするかに関する規則、内規などがあるかどうかを回答して下さい。 (中略)</p> <p>6 貴大学において、第一執筆者あるいは論文責任者として執筆することがない者が、研究代表者となり、研究費の申請をすることが認められているかどうかを回答して下さい。 (中略)</p> <p>7 貴大学において、研究代表者と研究分担者がいる場合に、実際には実験や研究を行わない研究代表者の名義で研究費の申請を行った例が他にあるかどうかを回答して下さい。 (中略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
(い)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該公文書をそもそも作成・取得しておらず、実際に存在しないため。

別表2

(あ)	<p>1 Lancet論文に係る関係者の事情聴取記録の写し</p> <p>2 Lancet論文に係る病院患者データの調査記録の写し</p> <p>3 Lancet論文に関する倫理審査委員会の承認に係る関係者の事情聴取記録の写し</p> <p>4 「the ethics committee of Osaka City University Medical School」に係る関係者の事情聴取記録の写し</p> <p>5 「ethics committee」に関する調査記録の写し</p> <p>6 JAMA論文に係る関係者の事情聴取記録の写し</p>
-----	--

	<p>7 JAMA論文に係る病院患者データの調査記録の写し</p> <p>8 JAMA論文に関する倫理審査委員会の承認に係る関係者の事情聴取記録の写し</p> <p>9 1994年乃至1998年当時の倫理審査委員会委員長等への事情聴取記録の写し</p> <p>10 JAMA論文に関する患者へのインフォームド・コンセント書面に係る関係者への事情聴取記録の写し</p> <p>11 名義貸しに係る関係者への事情聴取記録の写し</p> <p>12 研究費申請時の研究代表者設定に係る本学学内規則・内規等</p> <p>13 第一執筆者あるいは論文責任者として執筆しない者が研究代表者となり、研究費を申請することに係る本学学内規則・内規等</p>
(い)	<p>上記1～11について、そもそも記載の調査や事情聴取等は一切行っておらず、当該公文書が実際に存在しないため。</p> <p>上記12、13について、そもそもこのような規程等を整備しておらず、当該公文書が実際に存在しないため。</p>

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第25号

年 月 日	経 過
平成22年12月7日	諮問
平成23年1月11日	実施機関理由説明書の提出
平成23年1月21日	実施機関理由説明
平成23年4月14日	異議申立人から意見書の提出及び異議申立人意見陳述
平成23年5月26日	審議（論点整理）
平成23年6月9日	審議（論点整理）
平成23年6月23日	審議（論点整理）
平成23年7月25日	審議（論点整理）
平成23年8月8日	審議（論点整理）
平成24年4月24日	諮問取下げ
平成24年5月17日	審議（論点整理）

平成24年度諮問受理第18号

年 月 日	経 過
平成24年5月23日	諮問及び実施機関理由説明書の提出
平成24年6月13日	審議（論点整理）
平成24年10月12日	異議申立人から意見書の提出
平成24年11月8日	審議（論点整理）及び異議申立人意見陳述
平成24年11月26日	審議（論点整理）
平成25年3月26日	審議（論点整理）
平成25年4月19日	審議（答申案）
平成25年5月10日	審議（答申案）
平成25年6月5日	答申